

**(1) 公正証書遺言の場合**

遺言書正本又は謄本の原本をご用意ください。

**(2) 自筆証書遺言の場合****①自筆証書遺言書保管制度<sup>注1)</sup>を利用している場合**

法務局で発行された遺言書情報証明書原本をご用意ください。

<sup>注1)</sup>『自筆証書遺言書保管制度』⇒ 詳細は法務局にお問合せください。

**②自筆証書遺言書保管制度を利用していない場合**

家庭裁判所の『検認手続』<sup>注2)</sup>が必要です。

検認手続終了後、「検認証明書」付の遺言書原本をご用意ください。

<sup>注2)</sup>『検認手続』⇒ 詳細は家庭裁判所にお問合せください。

**検認とは**

家庭裁判所が遺言書の形式や状態を調査し確認する手続のことです。

\* 遺言の有効性を判断する手続ではありません。

無効の遺言であっても検認証明書が貼付されます。